

入札公告

福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 5 日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託業務 一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで
- (4) 履行場所 福島県総務部職員業務課内（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告の日から起算して過去 5 年以内に、都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を相手方とし、本業務委託と同等の業務（給与、旅費等の申請情報に係る内容確認、認定簿の作成、支給額計算、台帳整理等の総務事務の集中処理業務全般）について、3 年以上となる契約を 2 件以上請負により受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。
また、福島県内に本社、本店、支社、営業所等の営業拠点を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターの情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における I SMS 認証を有している者であるこ

と。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる期間及び場所に持参又は郵送により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年3月19日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、郵送により提出する場合は書留郵便により行うものとし、令和7年3月19日(水)午後5時までに必着とする。

(2) 提出場所

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部職員業務課(西庁舎4階)

電話 024-521-7972

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

3(2)に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書等については、上記で交付を行うほか、福島県総務部総務課のホームページにおいて公開する。

(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>)

(2) 期間

公告の日から令和7年3月19日(水)までの午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年4月10日(木)午前10時

(2) 場所

福島県庁西庁舎4階 職員業務課ミーティングルーム(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他

郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年4月9日(水)午後5時までに3(2)に掲げる場所に必着とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除す

る。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県総務部職員業務課

電話番号 024-521-7972

電子メール shokuingyoumu@pref.fukushima.lg.jp